

白井市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により白井市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

令和8年5月8日

白井市長 笠井 喜久雄



1 縦覧に供する書類の名称 白井市農業振興地域整備計画変更案及び変更理由書

2 縦覧期間 自 令和8年5月8日（金）
至 令和8年5月25日（月）

3 縦覧場所 白井市役所市民環境経済部産業振興課（白井市復1123）

4 意見書の提出

本市の住民は、この変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 提出先 白井市役所市民環境経済部産業振興課（白井市復1123）
- (2) 提出方法 持参又は郵送による書面での提出。
- (3) 提出期限 令和8年5月25日（月）（注：縦覧期間満了の日）
- (4) その他の留意事項

ア 意見書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所、氏名を必ず記載すること。

イ 提出された意見書については、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。

5 異議の申出

この、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、次のとおり異議の申出をすることができる。

- (1) 申出先 白井市役所市民環境経済部産業振興課（白井市復1123）
- (2) 申出方法 持参又は郵送による書面での申出。
- (3) 申出期限 令和8年6月9日（火）（注：縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日目の日。ただし、当該満了の日が土日祝日その他閉庁日の場合は、直後の開庁日）
- (4) その他の留意事項

ア 申出書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所、氏名を必ず記載すること。

イ 提出された申出書については、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。

ウ この申出については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の再審査に関する規定（同法第54条を除く。）が準用される。